

意見書案第9号

高校無償化制度の拡充を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年3月15日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 竹間幸一

〃 佐々木由美子

〃 猪股美恵

高校無償化制度の拡充を求める意見書

公立高校の授業料無料化を柱とするいわゆる高校無償化法案が今国会で論議されているところである。

当初、文部科学省は、全体の約3割を占める私立高校生について、年収500万円未満の世帯では1生徒当たり公立の2倍の年間23万7,600円の高等学校等就学支援金を助成する予定であった。

しかし、提出された法案では、年収250万円未満では公立高校の2倍であるものの、250万円以上350万円未満の世帯では1.5倍の17万8,200円に縮小しているため、私立高校の初年度納入金は平均71万円であることからすれば、保護者は50万円以上の初年度納入金を支払わなければならない。

また、公立高校の授業料が無償化になる一方で、私立高校の保護者の学費負担は、年収350万円以上400万円未満の世帯の場合、京都府の約52万円から北海道の約14万円と大きな差が出るのが明らかになっている。

公私間格差のみならず、地方間格差の解消のためにも、私立高校の保護者の更なる負担軽減が必要である。

さらに、政府内で朝鮮学校を同法案の対象外にしようとする動きがでてきているが、特定の国籍の子どもが通う学校を排除するのは、子どもの権利条約、人種差別条約及び国際人権規約などの国際法規等に反し、朝鮮学校に通う子どもたちに対する人権侵害である。

高校無償化制度は、家庭の状況にかかわらず、すべての高校生等が安心して勉学に打ち込める社会を築くこと、そのために家庭の教育費負担を軽減し、教育の機会均等を確保するところにある。

この制度趣旨からすれば、朝鮮学校を無償化対象から除外するのは法的に問題である。

先月ジュネーブで行われた人種差別撤廃委員会で、朝鮮学校の除外問題について憂慮する意見が出ているところである。

また、子どもは、国籍、民族等で差別及び不利益を受けないことと規定した、子どもの権利に関する条例を制定している本市としても、こうした動きは見過ごせないものと考えられる。

よって、国におかれては、私立高校の保護者への更なる負担軽減策をとるとともに、朝鮮学校を高校無償化制度の対象として適用されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣